

INFORMATION

【運輸部】

登録事項等証明書の請求方法が 変更になります

「登録事項等証明書」請求方法の変更について

国土交通省では、個人情報保護を強化する観点から、『登録事項等証明書』請求交付業務について平成19年11月19日(月)予定より下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1 請求の際に明らかにしていただく事項（交付請求書に記載してください。）

項 目		記 事
(1)	請求の事由	何のために必要なかを具体的に記入して下さい。 不当な目的の場合、交付できません。
(2)	請求者の氏名及び住所	請求に来られた方の個人の氏名、住所を記載して下さい。 請求書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された運転免許証等の提示が必要です。(下記2参照)
(3)	自動車登録番号及び車台番号	『自動車登録番号』だけでは請求できません。 『自動車登録番号』と『車台番号の下桁』の記載が必要です。 『車台番号』だけでの請求はできません、全桁の記入が必要です。 例外:『自動車登録番号』だけで請求できる場合 私有地における放置車両の所有者・使用者を確認する場合 車両が放置されている場所 見取り図 放置期間 放置車両の写真 を明確にして請求して下さい。 【様式について】窓口でお尋ね下さい。】

② 請求者の本人確認を行う際に掲示していただき書類(請求の際、窓口で掲示してください。)

交付請求書に記載されている氏名及び住所が記載されているもので、以下のいずれかのもの

- (1)運転免許証
- (2)健康保険の被保険者証
- (3)外国人登録証明書
- (4)住民基本台帳カード

平成19年11月より 登録事項等証明書の 請求方法が

変更になります。

平成18年5月に公布されました改正道路運送車両法の施行により、平成19年11月から陸上事項等証明書を請求される際に以下の点について改訂していただくこととなりました。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1

自動車登録番号と
車台番号(下7桁)の明示

個人情報保護の観点から、
自動車登録番号と車台番号
を組合せで記載します。

2

本人確認

登録事項登録者と実際の同一に
なることを本人確認の上、
登録事項登録者を
記載します。

3

請求理由の明示

登録事項登録者と手元の提出書類
内容を正確に記載するため
記載して下さい。

4

請求書
(第3回形式)の変更

登録事項登録者と手元の提出書類
内容を正確に記載するため
記載して下さい。

上記3つの点、変更となる部分があります。詳しくは画面をご覧下さい。

国土交通省

沖繩綜合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。